

播磨町災害廃棄物処理計画

[概要版]

令和4年3月



目 次

| | |
|-----------------------|----|
| 第1章 総則..... | 1 |
| 1.1 計画の背景と目的..... | 1 |
| 1.2 本計画の位置付け..... | 1 |
| 1.3 基本的事項 | 1 |
| 第2章 災害廃棄物対策..... | 3 |
| 2.1 組織体制・指揮命令系統 | 3 |
| 2.2 情報収集・連絡..... | 4 |
| 2.3 協力・支援 | 4 |
| 2.4 教育訓練・研修..... | 5 |
| 2.5 資機材の備蓄 | 5 |
| 2.6 住民等への啓発・広報..... | 6 |
| 2.7 災害廃棄物処理対策..... | 6 |
| 2.8 災害廃棄物処理実行計画..... | 12 |

第1章 総則

1. 1 計画の背景と目的

「播磨町災害廃棄物処理計画」（以下「本計画」という。）は、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、町民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の促進を図ることを目的として、播磨町（以下「本町」という。）が策定するものです。

1. 2 本計画の位置付け

本計画は、「災害廃棄物対策指針〔改定版〕」（環境省、平成30年3月）を踏まえ、「播磨町地域防災計画」（播磨町防災会議、令和2年11月修正）や「加古郡圏域一般廃棄物処理基本計画」（稻美町・播磨町・加古郡衛生事務組合、令和3年3月修正）を補完し、具体化した形で策定するものです。

また、「兵庫県災害廃棄物処理計画」（兵庫県、平成30年8月）等とも相互に整合を図ります。

1. 3 基本的事項

（1）対象とする災害

1) 海溝型巨大地震

「播磨町地域防災計画」（播磨町防災会議、令和2年11月修正）において、海溝型巨大地震として南海トラフ地震を計画の対象としていることから、本計画における想定地震とします。

2) 直下型地震

「播磨町地域防災計画」（播磨町防災会議、令和2年11月修正）において、最大の被害を及ぼすことが想定されている直下型地震の山崎断層帯（大原・土方・安富・主部南東部）地震（以下「山崎断層帯地震」という。）を本計画における想定地震とします。

3) 風水害

「播磨町地域防災計画」（播磨町防災会議、令和2年11月修正）においては、本町の過去における風水害の中で最も被害が大きかったものとして、昭和40年9月の台風23号（災害救助法適用）による災害を参考としていることから、本計画における想定風水害とします。

(2) 対象とする災害廃棄物等

本計画で対象とする災害廃棄物等は、表 1.1 に示すとおり、原則、生活環境の保全上、特に処理が必要となる一般家庭の被災家屋から発生する災害廃棄物（片付けごみ、災害がれき）と、被災者・避難者の生活に伴って発生する廃棄物（避難所ごみ、生活ごみ、し尿）とします（以下「災害廃棄物等」という。）。

表 1.1 対象とする災害廃棄物等

| 発生区分 | 廃棄物の種類・内容 |
|--------------------------|---|
| 被災家屋から発生する廃棄物 (災害廃棄物) | 可燃物、不燃物、混合廃棄物(可燃物、不燃物の混合廃棄物)、その他の廃棄物(廃家電・廃自動車、有害物・危険物等)、土砂等(津波堆積物等) |
| 被災者・避難者の生活に伴い発生する廃棄物 | 仮設トイレ等のし尿、避難所ごみ、生活ごみ・し尿 |

出典：兵庫県災害廃棄物処理計画(兵庫県、平成30年8月)を基に作成

(3) 災害廃棄物等処理の基本方針

① 災害廃棄物の処理

災害廃棄物等は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、迅速かつ適正に処理します。

② 処理方法

災害廃棄物等の処理は、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用（リサイクル）によりその減量を図り、最終処分量を低減させる方法を採用します。

③ 処理期間

処理期間は、災害規模に応じて検討し、「兵庫県災害廃棄物処理計画」に基づき概ね2年以内の処理を目指し、最長でも発災後3年以内に災害廃棄物の処理を完了します。

④ 処理責任

処理責任は、災害廃棄物等が一般廃棄物であることから、本町とします。（ただし、災害により本町が甚大な影響を受け、自ら廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、県等に処理の協力を要請します。）

⑤ 処理体制

災害廃棄物等の発生量が膨大であり、平時の処理体制（既設の処理施設等）では処理が困難であることが想定される場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」等に基づき、県、県内市町等や民間事業者等の協力・支援を得て処理を行います。また、甚大な被害により行政機能の大部分が喪失した場合には、本町は県に対して地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づき、災害廃棄物等処理の事務委託を検討します。

第 2 章 災害廃棄物対策

2. 1 組織体制・指揮命令系統

本町は、被災時における内部組織体制として、播磨町災害対策本部条例に基づき「災害対策本部」を設置します。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図 2.1 に示す体制を基本とします。

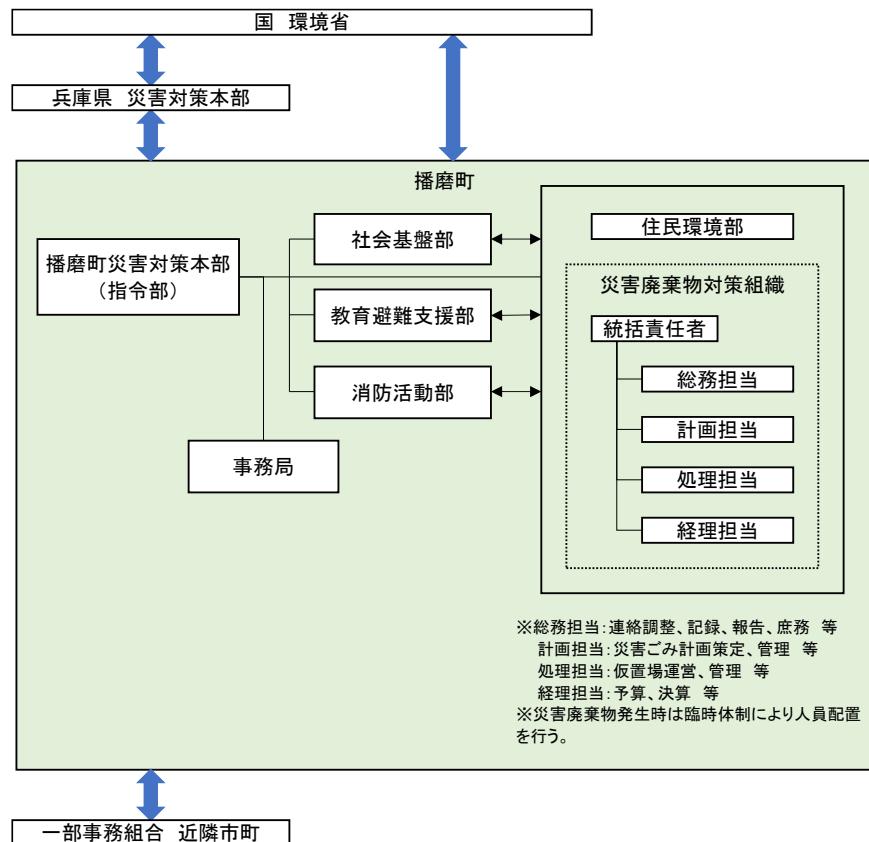


図 2.1 災害廃棄物対策における内部組織体制

2. 2 情報収集・連絡

災害発生直後は被災状況や収集・運搬体制に関する情報、発生量を推計するための情報を把握します。また、時間の経過とともに被害状況が明らかになるため、定期的に新しい情報を収集することを心がけ、その収集・発表日時を念頭に、正確に整理します。

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行います。

2. 3 協力・支援

(1) 国・県

本町で甚大な被害が発生した場合は、その被害規模に応じ、国や県、またこれらを通じて対口支援を含む支援を要請するとともに、プッシュ型支援の受入れを検討します。また、本町は、県及び県内市町などと「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結しています。さらに、県では被災市町の応援として民間事業者と民間応援協定を締結しており、必要に応じて県に支援を要請します。

(2) 他の市町等

本町では、「兵庫5市国交流会議構成市町災害時相互支援に関する協定」、「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」等の他市町等と災害時の相互応援協定を締結しており、受援・応援の両面を想定した協力体制を構築しています。

(3) 民間事業者等

本町は、民間事業者等と主に災害時の資機材等の提供、障害物の撤去作業等について協定を締結しています。また、災害廃棄物は平時に本町で処理する一般廃棄物とは量・性状ともに異なり、建設廃材等の産業廃棄物に近いものであるため、被害規模に応じて、廃棄物事業者団体（一般廃棄物、産業廃棄物）、建設事業者団体、解体事業者団体、リサイクル業者団体、運輸事業者団体等の災害廃棄物処理に関する民間事業者等に処理等の協力を要請します。

(4) 災害ボランティア

災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、本町は平時から兵庫県社会福祉協議会、播磨町社会福祉協議会、日本赤十字兵庫県支部その他関係団体と連携し、活動支援を図る等の協力体制の確立に努めます。

2.4 教育訓練・研修

本町では、災害時に本計画が有効に活用されるよう、記載内容について職員へ周知する等を行い、平時から人材育成及び訓練を行い、発災時に災害廃棄物に対して速やかに対応が出来る人材の育成に努めます。

2.5 資機材の備蓄

発災後には上下水道等の被災により水洗トイレが使用できなくなる地域が発生することが想定されます。また、避難所等には多くの被災者が集まるため、使用できるトイレが不足することも想定されます。このため、避難所等における被災者の生活に支障が生じないよう、平時より災害用トイレ（仮設トイレ、簡易トイレ等）を備蓄しておく必要があります。

表 2.1 本町における仮設トイレ等の備蓄数

| 令和3年3月末現在 | | | |
|---------------|-----|-------|---|
| 種類 | 単位 | 備蓄数 | 備考 |
| 簡易トイレ | 個 | 130 | 石ヶ池公園:15個 役場庁舎:15個 各コミセン:20個 各学校園:80個 |
| 汚物処理袋 | 枚 | 7,400 | 石ヶ池公園:150枚 役場庁舎:1750枚 各コミセン:200枚 各学校園:800枚 北池(新倉庫):900枚 播磨西小学校:900枚 蓮池小学校:900枚 播磨南小学校:900枚 播磨小学校:900枚 |
| 災害用トイレ(仮設トイレ) | 基 | 47 | 石ヶ池公園:12基 北池(旧倉庫):8基 北池(新倉庫):5基 播磨西小学校:5基 蓮池小学校:5基 播磨南小学校:5基 播磨小学校:7基 |
| オストメイト専用トイレ | 基 | 4 | 播磨西小学校:1基 蓮池小学校:1基 播磨南小学校:1基 播磨小学校:1基 |
| トイレットペーパー | ロール | 1,584 | 北池(新倉庫):288ロール 播磨西小学校:288ロール 蓮池小学校:288ロール 播磨南小学校:288ロール 播磨小学校:288ロール 土山駅南ガーデンプラザ:144ロール |

2.6 住民等への啓発・広報

「播磨町地域防災計画」に基づき、災害廃棄物等の処理を適正かつ円滑に進めるために、早急に仮置場の設置・運営、ごみの分別、不法投棄の禁止及びし尿処理の収集等に関する情報を分かりやすく適切に提供する必要があります。

情報伝達手段としては、報道機関による広報、防災行政無線、インターネット、広報紙、避難所への広報担当者の派遣等を活用していきます。

2.7 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物処理の全体像

災害発生時には災害がれきや片付けごみが大量に発生することから、処理方針に基づき、迅速に処理します。災害廃棄物（片付けごみ、災害がれき等）は、分別排出の上、主に仮置場での選別を経て、資源化可能なものについては品目ごとに再生利用し、再生利用できないものは、破碎や焼却といった中間処理を行い、最終処分します。

避難所ごみ・生活ごみ及びし尿は、原則、直接処理施設に運搬し、処理します。

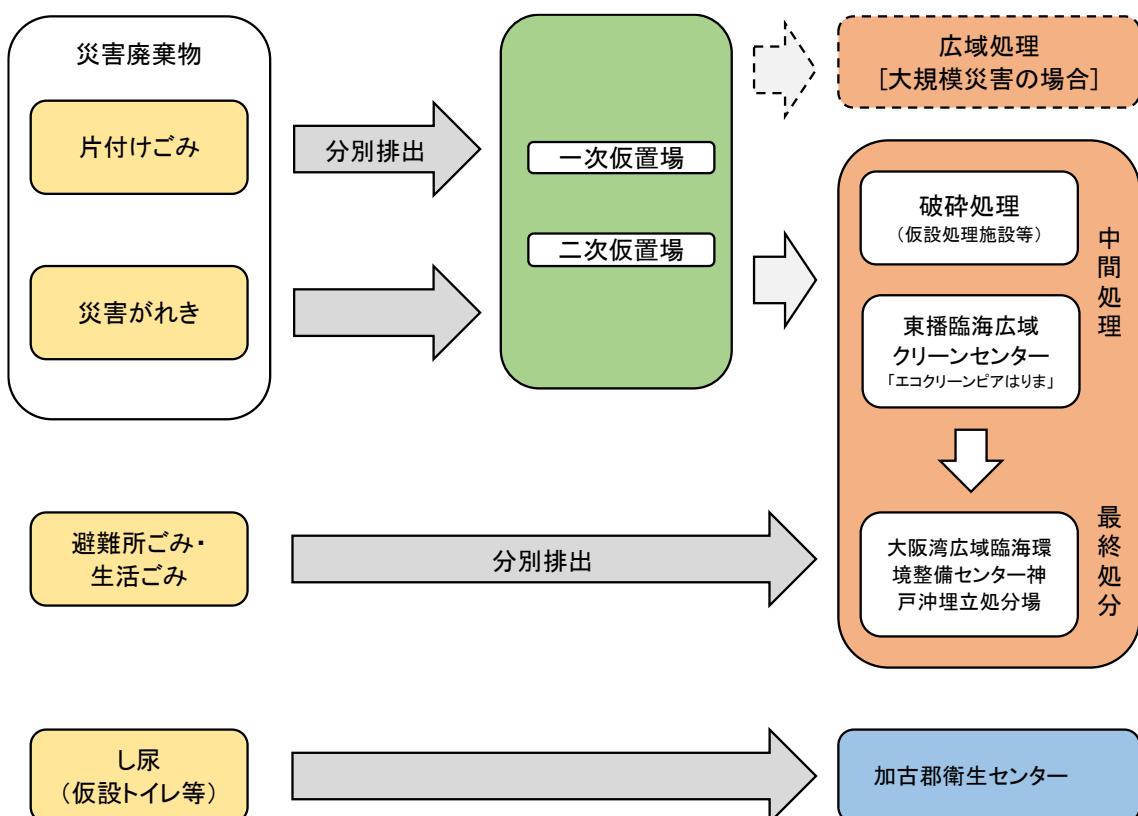
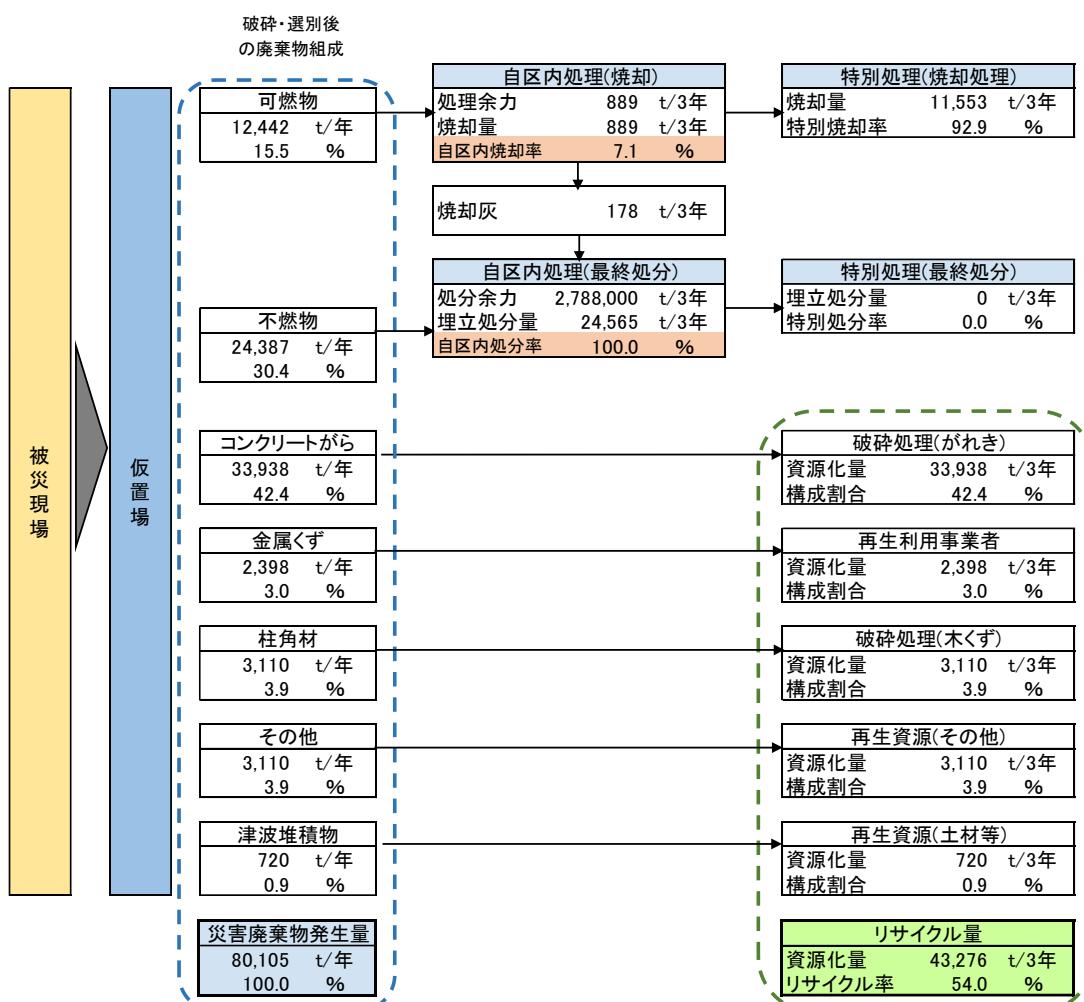


図 2.2 災害廃棄物処理の全体フロー

(2) 災害廃棄物等の発生量及び処理フロー

1) 南海トラフ地震

南海トラフ地震による可燃物発生量は 12,442t です。自区内処理（東播臨海広域クリーンセンター「エコクリーンピアはりま」）の場合、処理能力不足となることから、仮設焼却施設の設置の検討や、応援協定に基づく他市町及び廃棄物処理業者との委託について検討することが必要です。また、不燃物発生量は 24,387t であり、神戸沖埋立処分場での処理が可能です。



注1)処理余力は最大利用可能量を想定

注2)処理期間は3年間を想定(2年間は通常焼却処理により処理余力不足)

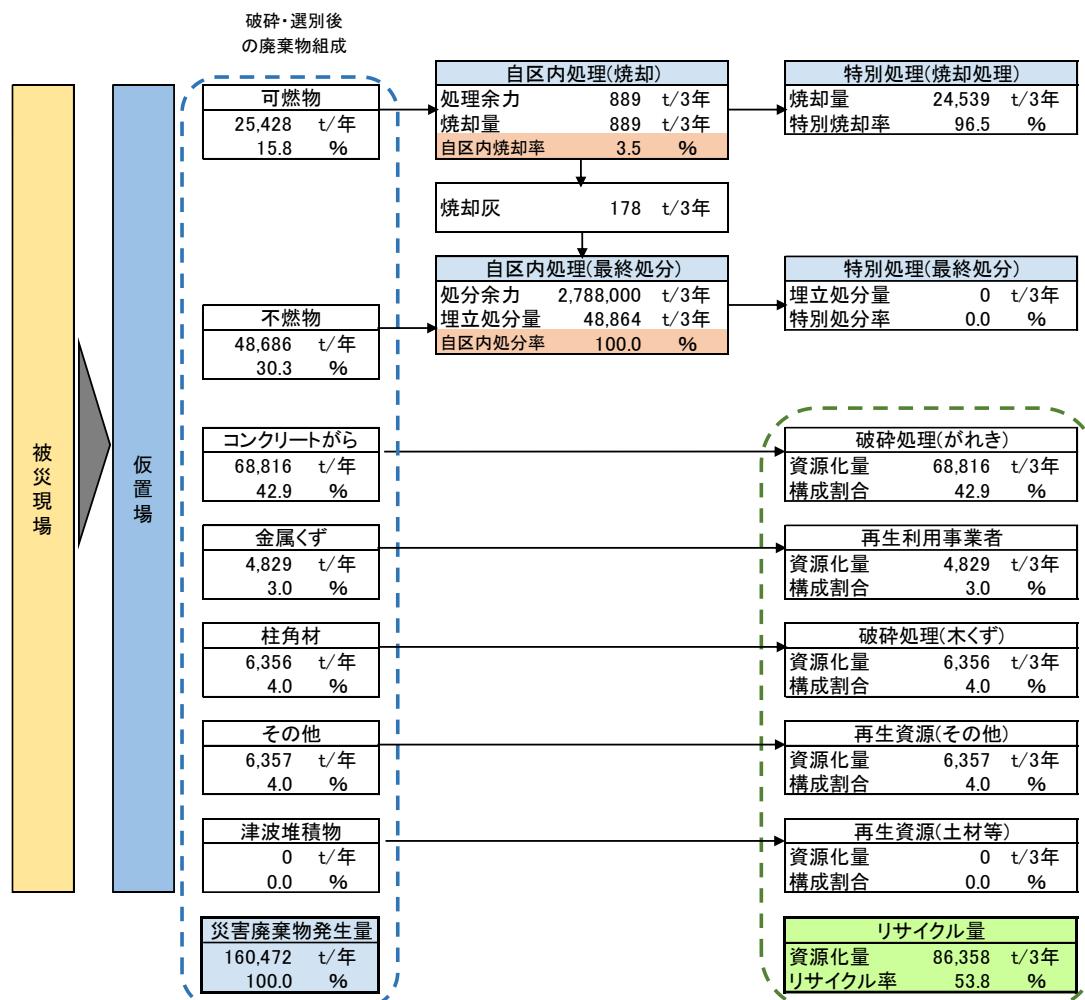
注3)特別処理は、広域連携による処理、産廃処理施設での処理、仮設処理施設での処理を想定

注4)焼却による焼却灰発生率は20%を想定

図 2.3 南海トラフ地震の災害廃棄物処理フロー

2) 山崎断層帯地震相当の直下型地震

「山崎断層帯地震」相当による可燃物発生量は25,428tです。自区内処理（東播臨海広域クリーンセンター「エコクリーンピアはりま」）の場合、処理能力不足となるため、南海トラフ地震と同様、自区内処理としての仮設焼却施設の設置の検討や、応援協定に基づく他市町及び廃棄物処理業者との委託について検討することが必要です。また、不燃物発生量は48,686tであり、神戸沖埋立処分場での処理が可能です。



注1)処理余力は最大利用可能量を想定

注2)処理期間は3年間を想定(2年間は通常焼却処理により処理余力不足)

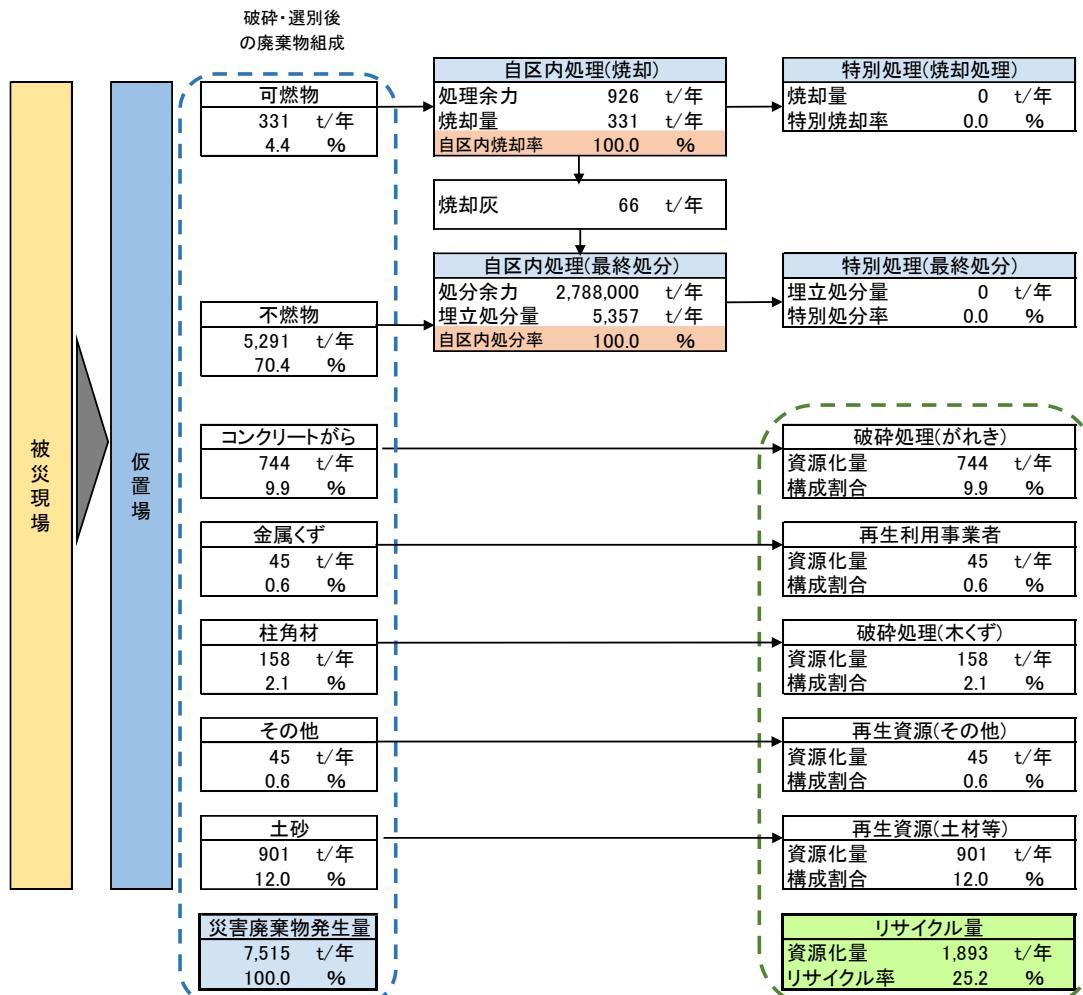
注3)特別処理は、広域連携による処理、産廃処理施設での処理、仮設処理施設での処理を想定

注4)焼却による焼却灰発生率は20%を想定

図 2.4 山崎断層帯地震相当の災害廃棄物処理フロー

3) 風水害

風水害による可燃物発生量は331tです。自区内処理（東播臨海広域クリーンセンター「エコクリーンピアはりま」）が可能です。また、不燃物発生量は5,291tであり、神戸沖埋立処分場での処理が可能です。



注1)処理余力は最大利用可能量を想定

注2)処理期間は1年間を想定

注3)特別処理は、広域連携による処理、産廃処理施設での処理、仮設処理施設での処理を想定

注4)焼却による焼却灰発生率は20%を想定

図 2.5 風水害の災害廃棄物処理フロー

(3) 収集運搬

災害時における優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、広域的処理・処分における受入れも考慮し、平時に具体的な検討を行う必要があります。

災害廃棄物は、平時の生活ごみ等と性状が異なるため、その収集に必要な能力を有する車両（ダンプトラック等）を準備します。また、収集車両は、本町所有の車両を最大限活用するとともに、必要に応じて民間事業者や他市町等に支援を要請し、収集運搬体制の確保を図ります。

(4) 仮置場

1) 仮置場の分類と定義

仮置場は災害廃棄物の一時保管や選別を行う場所であり、速やかな被災家屋の解体撤去及び災害廃棄物の処理・処分を行うために設置します。

表 2.2 仮置場の分類と定義

| 分類 | 定義 |
|-------|--|
| 町民仮置場 | 道路啓開や被災者の生活環境の確保等のため、道路等の散乱物や被災家屋等からの災害廃棄物を一時的に集積し、一次仮置場や二次仮置場の適切な運営を補助するため設置する。発災後期間を限定して受け入れる。 |
| 一次仮置場 | 主に被災家屋の片付け時に排出される災害廃棄物を仮置きし、焼却施設、利用先、最終処分場、二次仮置場等へ搬出する場所である。可能な限り分別して搬入することを原則とする。 |
| | 道路啓開等により、やむを得ず混合状態となった災害廃棄物を搬入し、粗破碎、粗選別により可燃系混合物、不燃系混合物、コンクリートがら、金属くず、柱角材等に分別し、焼却施設、利用先、最終処分場、二次仮置場等へ搬出する場所である。仮置場周辺の渋滞防止や、作業時の安全確保のため、上記の片付けごみ主体の一次仮置場とは別の場所に設置することが望ましい。 |
| 二次仮置場 | 一次仮置場から搬入された災害廃棄物を仮置きした後、破碎・選別(中間処理)により可燃物、再生資材、埋立物に分別し、焼却施設、利用先、最終処分場等へ搬出する場所である。必要に応じ仮設焼却炉を併設する場合があるが、災害の規模によっては設置しない場合がある。 |

出典:災害廃棄物対策指針[改定版](環境省、平成30年3月)技術資料(技8-1)を基に作成

2) 仮置場の必要面積の推計結果

「災害廃棄物対策指針」[改訂版]に基づいて、仮置場の必要面積の推計を行いました。

南海トラフ地震の場合約 2.6ha、「山崎断層帯地震」相当の場合約 5.2ha、風水害の場合約 0.3ha の仮置場面積が必要となります。

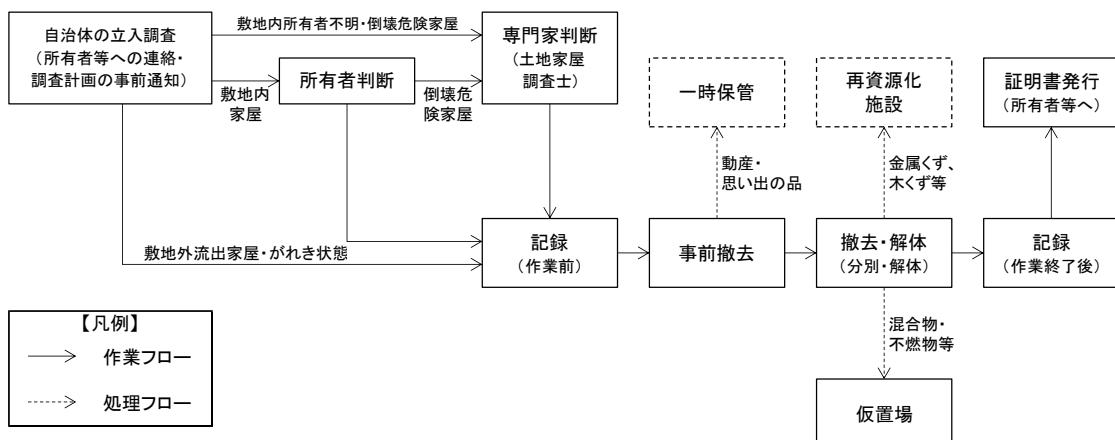
(5) 環境対策、環境モニタリング、火災対策

環境対策及びモニタリングを行うことにより、廃棄物処理現場における労働災害の防止やその周辺住民への生活環境の影響を防止します。環境モニタリング結果を踏まえ、環境基準を超過する等周辺環境等への影響が大きいと考えられる場合には、さらなる対策を講じることにより、環境影響を最小限に抑えます。

また、仮置場への搬入が進むにつれて、積み上げられた可燃性廃棄物の発火による火災発生が懸念されるため、火災予防対策及びモニタリングを実施します。

(6) 損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）

損壊家屋等の撤去・解体作業フロー等は、図 2.6 に示すとおりです。重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員が必要となります。



出典: 災害廃棄物対策指針[改定版](環境省、平成30年3月)技術資料(技19-1)

図 2.6 損壊家屋等の撤去・解体作業

(7) 選別・処理・再資源化・最終処分

災害廃棄物を再資源化することは、最終処分量を減少させ、その結果として最終処分場の延命化や処理期間の短縮に繋がります。そのため、平時より様々な種類の災害廃棄物の選別・中間処理・再資源化を想定することが必要である。

災害廃棄物の処理を行う際は可能な限り破碎・選別を行った上で、残渣の焼却や再資源化を行います。

また、本町では最終処分場を有していないため、基本的には通常のごみ処理の最終処分先としている大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場を活用しますが、必要に応じて「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」等に基づき、県や県内市町等及び民間事業者等の協力・支援を得て最終処分先を確保します。

(8) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害性・危険性のある廃棄物や適正な処理が困難な廃棄物は、適切な収集・処理が実施されない場合、環境や人の健康に長期的な影響を及ぼし、復旧・復興の障害となるおそれがあります。

このため、平時から関係機関や関係団体（産業廃棄物処理業者を含む）との協力関係の構築、発災後の対応や適正処理困難廃棄物の回収及び処理・処分のためのルールや手順等についての協議を実施します。

(9) 避難所ごみ・し尿

生活ごみ・避難所ごみは、平時の家庭ごみの分別・処理方法に基づき処理することを基本とします。ただし、発生量、処理施設、収集運搬業者等の被害状況によっては、収集の停止、収集する廃棄物や収集頻度を減じる等の対応を行います。また、生活ごみ・避難所ごみを一次仮置場等で一時保管することも想定します。

なお、発災後は収集車両や処理施設の処理能力が不足することが想定されたため、その場合は、他自治体、民間事業者等へ支援を要請します。

(10) 思い出の品等

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、位牌、アルバム等、所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（貴重品・有価物、思い出の品）については、被災者の経済的、精神的な復興に繋がるものであるため、回収・保管・管理等には注意し、警察と連携して可能な限り所有者に引き渡すようにします。

2.8 災害廃棄物処理実行計画

発災後、本町は本計画や環境省・県が作成する処理方針を基に、具体的な処理方法等を定める災害廃棄物処理実行計画を作成します。

発災直後は被害状況等を十分に把握できないことがあります、災害廃棄物等処理の全体像を示すためにも災害廃棄物処理実行計画を作成します。被害状況等は時間の経過とともに精度よく把握することができることから、必要に応じて計画の改定を行います。